

## 【契約書別紙】（兼、重要事項説明書）

### 地域密着型通所介護

1. ご利用場所
  - ・米子医療生活協同組合デイサービスたんぽぽ（鳥取県米子市博労町3丁目80-1）
2. 事業所施設の概要
  - ・施設総面積 122.0㎡
  - ・備品等 送迎専用自動車、車椅子、シルバーカー、作業台、血圧計、聴診器、テーブル、椅子、各種レクリエーション物品、他
3. 職員の配置状況
  - ・管理者1名、生活相談員1名、介護職員1名以上  
（米子診療所看護師と連携を図ります）
4. 定員
  - ・定員は18名とする。
5. 通所介護の内容
  - ・営業日 毎週の月・火・水・木・金・土曜日（但し、1月1日～1月3日は休業）
  - ・営業時間 午前8時半～午後5時
  - ・サービス提供時間 午前9時～午後4時半
  - ・サービス内容 通所介護計画に沿って、送迎・食事の提供・機能訓練、その他必要な介護等を行います。
  - ・個別機能訓練 実施日は月・火・水・木・金・土曜日
6. 通常の実施地域 米子市
7. 料金

サービスを利用した場合にお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として利用者負担割合に応じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

- ・介護サービス単位にかかる自己負担額（1割負担の場合）1日あたり 2024年4月1日以降

|      | 3時間以上4時間未満 | 6時間以上7時間未満 |
|------|------------|------------|
| 要介護1 | 416円       | 678円       |
| 要介護2 | 478円       | 801円       |
| 要介護3 | 540円       | 925円       |
| 要介護4 | 600円       | 1,049円     |
| 要介護5 | 663円       | 1,172円     |

- （付加）入浴介助サービス 40円 または、55円（1日あたり）
- （付加）個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 56円（1日あたり）
- （付加）口腔機能向上サービス 150円（1回あたり。月2回限度）
- （付加）認知症加算 60円（1日あたり）
- （付加）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18円（1日あたり）
- （付加）処遇改善加算Ⅰ 1か月あたりのサービス利用料金の5.9%分相当
- （付加）ADL維持等加算Ⅰ 30円（1月あたり）
- （付加）ADL維持等加算Ⅱ 60円（1月あたり）
- （付加）送迎減算 -47円（1回あたり）

- ・食費 490円（1日あたり ※組合員は370円）
- ・その他 オムツ代等のご使用により実費負担となります

8. 健康上の理由による中止
  - ・ご利用者様の体調・病状により、サービス内容の変更または中止、もしくはサービスの提供をお断りすることがあります。
  - ・ご利用中の体調・病状の悪化の場合には、ご家族にご連絡の上、適切に対応します。

・ 緊急連絡先

|     |    |
|-----|----|
| お名前 |    |
| ご住所 |    |
| お電話 | 続柄 |

・ご利用中、より良い在宅生活を送っていただくための支援として、集団体操・レクリエーション・個人作業への参加を促して参ります。また、これらによる一時的な血圧等の上昇や機能向上により、活動範囲が広がり、同時に転倒の危険性も増すことが予想されます。

適切に対処させていただきますが、予めご了承下さい。

- ・利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。 ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。 ②利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備。 ③その他虐待防止のために必要な措置。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

- ・事業者は、利用者から相談・苦情などに対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情などに対し、迅速に対応します。
- ・通所介護に関することについては、サービス提供担当者、もしくは下記までお申し出ください。

運営規定に基づき、管理者が連携する医療及び介護機関と協力し速やかな安全措置や避難誘導を行います。

年      月      日

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_